

「給水装置工事における宅地内プラグ撤去の工事用（1 栓）申請等手続」について

予てから、関係者より期間短縮や簡素化の要望がありました「給水装置工事における宅地内プラグ撤去の工事用（1 栓）手続」について、次のとおり手続を変更いたしますのでお知らせします。

《実施内容》

- ① 道路掘削を伴わない宅地内プラグ撤去の工事用 1 栓工事については給水装置工事申請書を即時決裁します。
 - ② 決裁後、局納金及び加入金の納入通知書を即時交付します。
 - ③ 申請受付の日から、施工承認期間を 1 日とします。
- ※次ページに事務手続きの流れ（フロー図）があります。

《対象工事》

道路掘削を伴わない宅地内プラグ撤去の工事用 1 栓工事（新設工事）

《実施日》

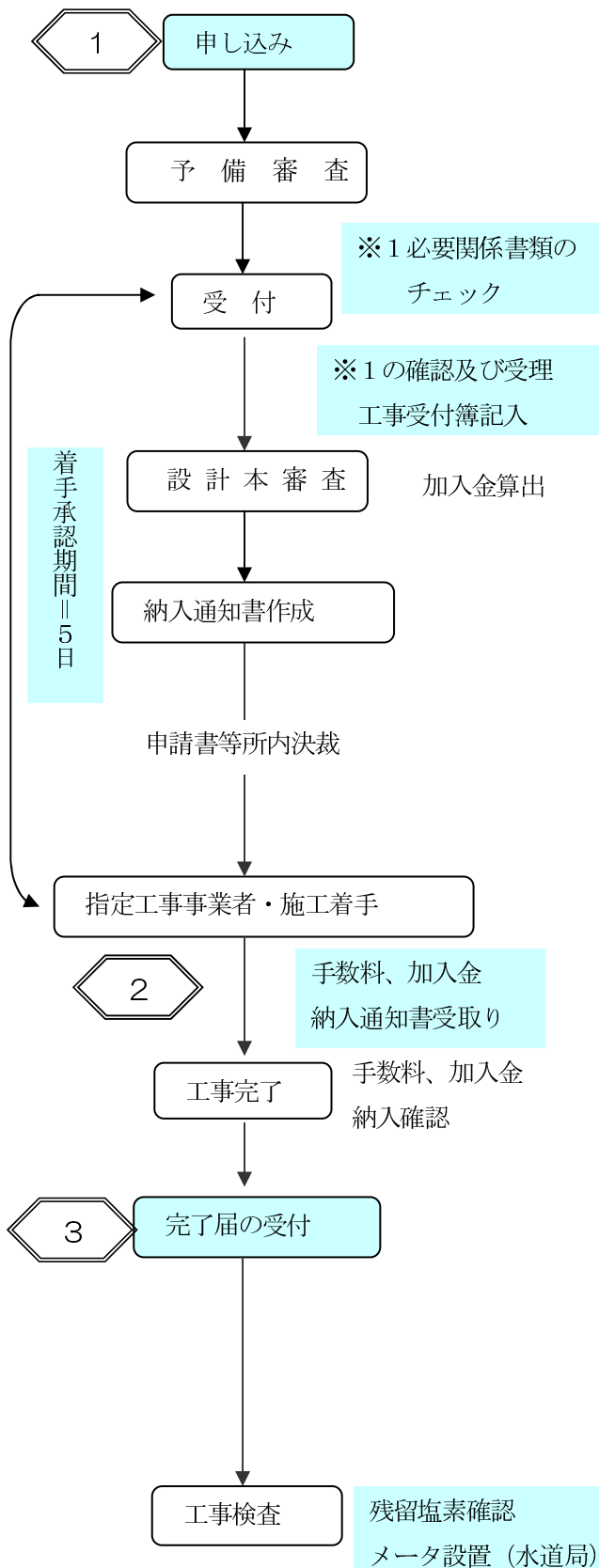
平成 17 年 1 月 1 日給水装置工事申込書受付分より

《給水装置工事設計・施工指針》

道路掘削を伴わない宅地内プラグ撤去の工事用 1 栓工事（新設工事）の限定であるため、当該手続の変更に伴う改正はありません。

道路掘削を伴わない工事用1栓の事務手続きの流れ（比較）

現 行



改 正

